

日医発第 1681 号(情シ)

令和 4 年 12 月 2 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会長

松 本 吉 郎

(公 印 省 略)

毎月勤労統計調査（第二種事業所）の事前調査への調査協力依頼について

厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施しております。

この度、令和 5 年 7 月分から調査対象となる第二種事業所を選定するための事前調査を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請がありました。新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割であることから、今般、本会は本調査に協力することといたしました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

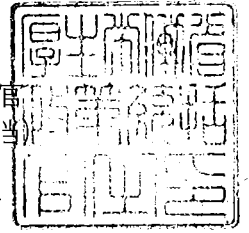
記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 調査票（第二種事業所用）
3. パンフレット
4. 市区町村名一覧（第 7 組）

政統発 1116 第 5 号
令和 4 年 11 月 16 日

公益社団法人日本医師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報政策担当、労使関係担当)



毎月勤労統計調査（第二種事業所）の事前調査への調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）につきましては、日頃より調査へのご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、労働者の雇用、賃金及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、厚生労働省が各都道府県統計主管課を通じて、民営のみならず官公営の事業所も対象として実施しています。対象事業所は、事業所の規模に応じ、常用労働者を 5～29 人雇用する事業所は「第二種事業所」として調査を実施しています。

今般、令和 5 年 7 月分から調査対象となる第二種事業所を選定するための事前調査を実施することになりました。事前調査は、指定調査区（別添「毎月勤労統計調査第二種事業所調査 指定調査区市区町村名一覧」記載の一部地域）に所在するすべての事業所を統計調査員（以下「調査員」といいます。）が令和 5 年 1 月から 2 月にかけて訪問し※、事業所の名称、所在地、電話番号、常用労働者数、主な生産品の名称又は事業内容などの事業所の現況及び属性を調査します。

貴会所管の事業所に対しても、指定調査区内に所在する場合には、事前調査を実施する予定でありますので、該当する所管の事業所への周知・協力を格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

事前調査で明らかになった常用労働者を 5～29 人雇用する事業所の中から、令和 5 年 7 月分以降の本調査を実施する事業所を厚生労働省にて無作為に抽出し、調査対象事業所として指定します。

指定された事業所には、令和 5 年 6 月から令和 5 年 7 月頃、調査員の訪問または都道府県統計主管課からの郵送により指定書等を交付するとともに調査依頼を行い、令和 5 年 7 月分から令和 6 年 12 月分まで雇用、賃金及び労働時間について調査しますので、指定となった場合には、改めて調査協力についても格別のご配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、第二種事業所調査票（ひな形。指定された場合には、別途調査対象事業所へ回答用調査票の交付があります。）及び毎月勤労統計調査に関する各種リーフレットを同封していますので、周知等にあたりご活用ください。

今後とも、毎月勤労統計調査にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の状況等により、対面による聞き取りが困難な場合は、電話による聞き取りや、配布する紙面への記入依頼等の方法に代えさせていただきます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 藤田
TEL : 03-5253-1111 (内線 7607)
MAIL : maikin-chosa@mhlw.go.jp



毎月勤労統計調査全国調査票



(第二種事業所用)

厚生労働省

令和 年 月 分

Table with columns for Prefecture, Survey Area, Business, Industry, and other identifiers.

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
2 調査期間はいつからいつまででしたか。
3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。
4 企業の全常用労働者数は何人ですか。

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

提出用

Main data table with columns for 5 常用労働者数, 6 出勤日数, 7 実労働時間数, 8 現金給与額. Includes rows for Male, Female, Total, and Part-time workers.

9 変動状況 (調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。)

10 備考 (本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。)

※予備調査後に、本調査の対象となった場合の記入用紙の見本となります。
※調査票原紙については、3枚複写の記入用紙となっております。

この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するためにを行う調査です。

事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査の準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

この度、この地域が、毎月勤労統計調査の調査区に指定され、統計調査員が貴事業所にお伺いして、準備のための調査をさせていただくことになりました。お忙しいところ誠に恐縮ですが、統計調査員がお尋ねする内容にお答えくださいますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査とは？

我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするための調査です。

大正時代に端を発し、昭和22年に「統計法」が制定されると「指定統計調査」と、平成21年に改正統計法が施行されると「基幹統計調査」とされ現在にいたります。

※基幹統計調査は国の重要な統計を作成するための調査として、調査に回答しなければならない一方、秘密の保護について厳しく規定されています。

準備のための調査とは？

毎月勤労統計調査では、まず、指定した地域の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿作成のために、統計調査員が貴事業所にお伺いして、事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします。

この名簿は、調査の対象となる事業所を選び出すためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。正しい統計結果を出すために、まず、事業所の名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問にありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

※統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについて、他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

裏面もお読み下さい。

〈名〉

調査対象の範囲は？

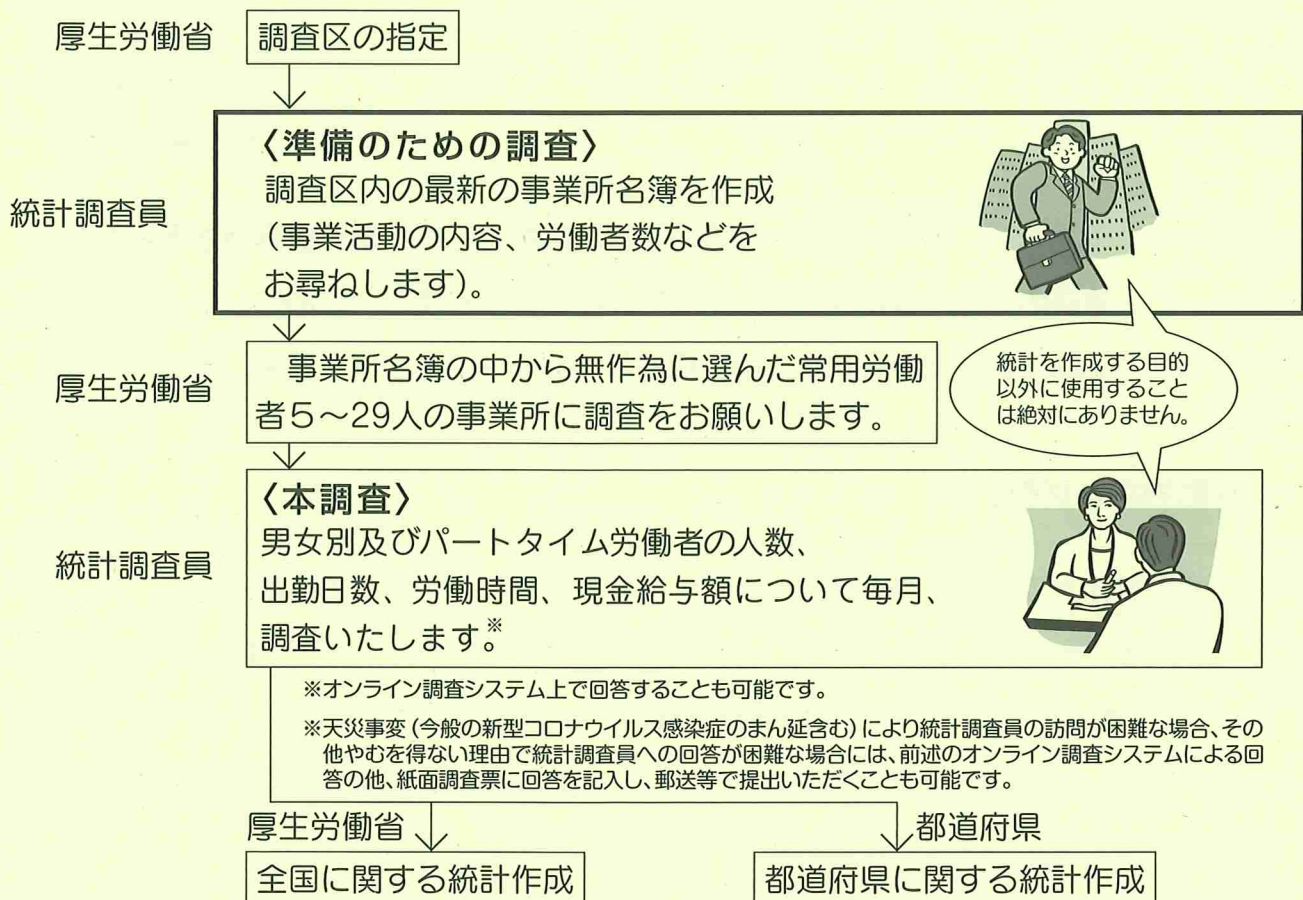
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス、外国公務及び一般公務を除く事業所です。常用労働者（パートを含む）を5人以上雇用されている事業所には毎月、1～4人を雇用されている事業所には年に1度調査にご回答いただいています。

調査結果はこんなことに利用されています

調査の結果は、インターネット、新聞等に取り上げられるだけでなく、労働経済の分析や国民所得を推計する資料、雇用保険法に基づく基本手当日額、労働基準法に基づく休業補償額を改訂するための、法定資料としても使用されています。

さらに、IMF、ILO、OECDなど海外でも利用されており、日本と諸外国を比較した数値の多くは、毎月勤労統計調査の結果を利用したものです。

調査の流れ



ご不明な点等がありましたら、ご遠慮なく次までご連絡ください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること)内線7605~7607
(調査の企画に関すること)内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

事業所の皆さまへ

集まれば大きな力に統計調査

まいきん

毎月勤労統計調査

まいきんって？

まいつききんろうとうけいちょうさ

厚生労働省が行っている**毎月勤労統計調査**の略称です。毎月の「毎」と勤労の「勤」を合わせてこう呼ばれています。

どんな調査なの？

賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを調べており、その前身も含めると大正12年から実施しています。統計法に基づく「基幹統計調査」であり、調査結果は様々な政策判断の基礎資料となります。

どの事業所を調査するの？

常用労働者5人以上の全国の事業所から産業、事業所規模別に無作為に選んだ事業所を対象に、毎月実施しています。なお、1～4人規模の事業所についても、年1回、7月分について調べています。※産業により、一定規模以上の事業所は全て調査対象となります。

どのように利用されているの？

毎月閣議に報告される「月例経済報告」の中で、労働経済情報を示す重要な指標として、賃金と労働時間が取り上げられています。他にも「景気動向指数」や、雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料に用いられています。



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。

まいきんで分かること

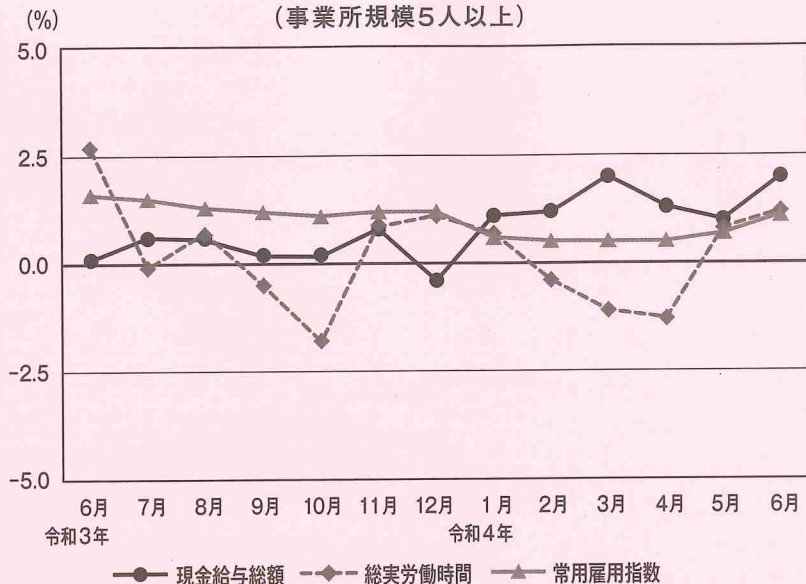
賃金、労働時間、雇用は
絶えず変化しているよ。

まいきんを見れば、
最新の情報が分かるんだ。



毎月勤労統計調査のキャラクター
「まいちゃん」

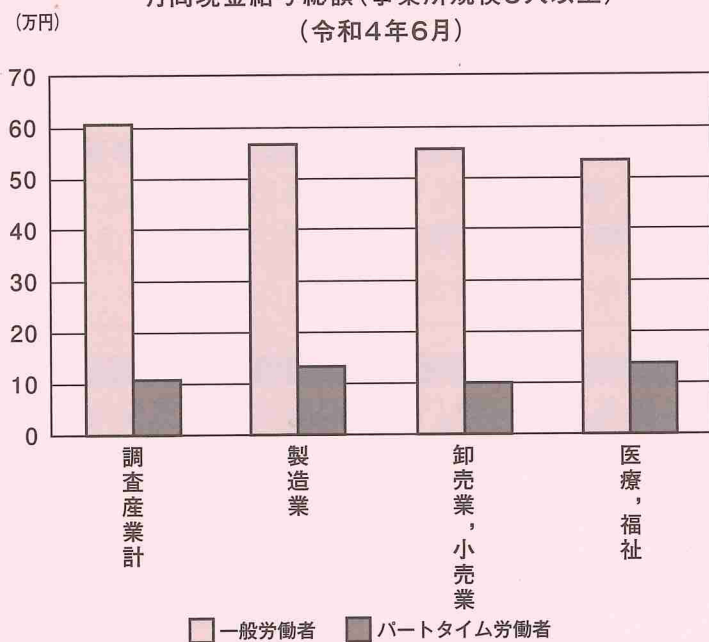
現金給与総額、総実労働時間及び雇用指数の前年同月比の推移
(事業所規模5人以上)



いろいろな情報がわかります

まいきんは、産業別や一般労働者、
パートタイム労働者別など
いろいろな情報を公表しているよ。

月間現金給与総額(事業所規模5人以上)
(令和4年6月)



毎月勤労統計調査のキャラクター
「きんちゃん」



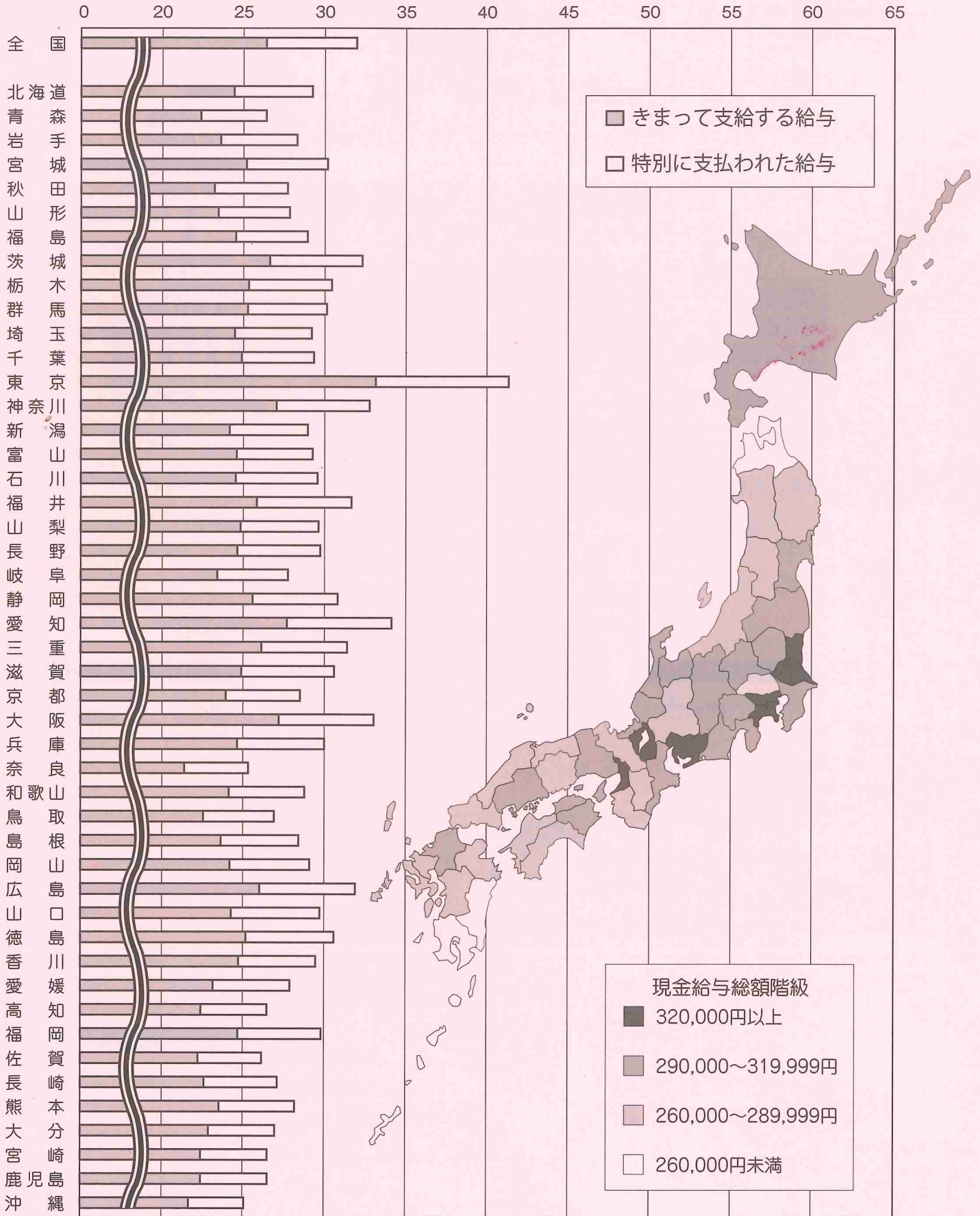
まいきんの結果はいろいろと利用されています

- ★ 内閣府の「月例経済報告」(閣議報告)や「景気動向指数」に使われるなどの景気判断の資料
 - ★ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定資料
 - ★ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料
 - ★ 政府の各種審議会の資料(労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等)
 - ★ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額等の算定資料
 - ★ 毎月勤労統計調査結果の主な利用状況は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
- 毎月勤労統計調査(全国調査、地方調査)→調査の結果→利活用事例

- 都道府県別常用労働者1人平均月間現金給与総額 -

令和3年年平均

(万円)

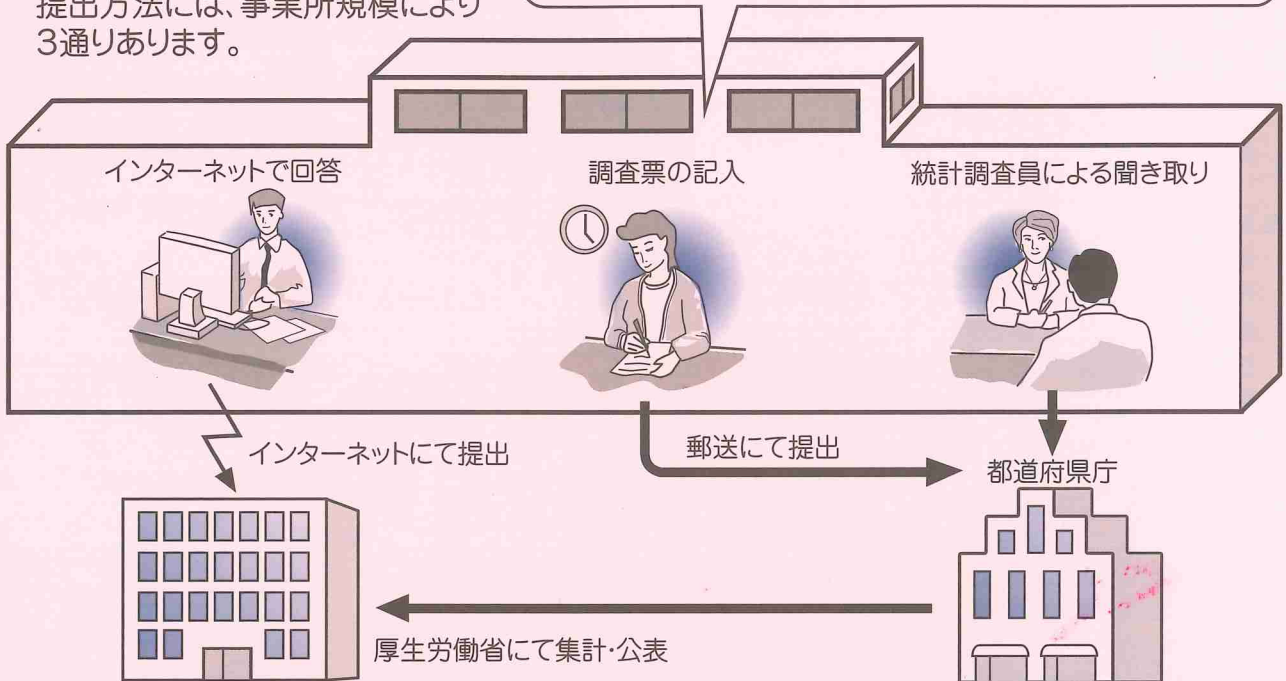


現金給与総額=きまって支給する給与+特別に支払われた給与

調査票の提出方法

提出方法には、事業所規模により3通りあります。

エクセル形式のファイルを利用して調査票を作成いただけます。
URL <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1e.html>から「エクセル版調査票」「集計用ファイル調査票」をご利用ください。



- 毎月勤労統計調査は、インターネットを利用して調査票データを送信できます。是非ご利用ください。

〈オンラインでの回答や調査票の記入に関するコールセンター〉

フリーダイヤル **0120-956-360**

受付時間:午前9時～午後6時(土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7605~7607
(調査の企画に関すること) 内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7.雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

令和5年